

令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回臨時会会議録目次

第1号（8月9日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（9人）	1
欠席議員（なし）	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
議長報告	3
会期の決定	3
議案第6号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて	3
閉 会	10
署名議員	11

令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回臨時会会議録

議事日程

令和6年8月9日（金）午後1時30分

秦野市議会議場

第1 会期の決定

- 第2 議案第6号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第2 議事日程に同じ

出席議員（9人）

1番	中	村	英	仁	2番	田	中	めぐみ
3番	福	森	真	司	4番	今	井	実
5番	阿	蘇	佳	一	6番	今	野	康敏
7番	山	田	昌	紀	9番	長	嶋	一樹
10番	川	口		薫				

欠席議員（なし）

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 環 境 産 業 部 長	岩 淵 哲 朗
副 組 合 長	高 山 松 太 郎	伊 勢 原 市 経 済 環 境 部 長	大 町 徹
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 参 事 (兼) 環 境 資 源 対 策 長	鈴 木 大 二 郎
(総務課) 総 務 課 長	大 庭 孝 浩		
庶 務 班 主 幹	高 橋 淳	伊 勢 原 市 清 掃 リ サ イ ク ル 課	曲 本 浩 一
(施設課) 施 設 課 長	小 島 正 之		
はだのクリーン セ ン タ ー 設 備 担 当 課 長	吉 江 正 範		
(工場) 参 事 (兼) 工 場 長	小 菅 賢 一		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 担 当 課 長	関 原 孝 雄		
施 設 管 理 班 主 幹	今 井 裕 之		

議会局職員出席者

議 会 局 長	齋 藤 雄 一
議 事 政 策 課 参 事 兼 課 長	上 條 秀 香
課 長 代 理 (議 事 担 当)	小 泉 祐 介
議 事 担 当 主 査	中 村 俊 介

午後 1時36分 開 会

○川口 薫議長 ただいまの出席議員は9人全員の出席を得ております。

これより令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○川口 薫議長 会議録署名議員の指名を行います。

この臨時会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において山田昌紀議員、中村英仁議員を指名いたします。

議長報告

○川口 薫議長 日程に入る前に御報告いたします。

令和6年7月2日付で萩原鉄也議員から辞職願が提出されましたので、許可いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第1 会期の決定

○川口 薫議長 日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 議案第6号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算

(第1号)を定めることについて

○川口 薫議長 次に、日程第6 「議案第6号・令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めることについて」を議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 本日ここに、早急な対応が必要な案件について御審議いただきたく、臨時会を招集させていただきました。議員の皆様には、御多用の中、貴重なお時間をいただきましたことに感謝を申し上げます。

それでは、本臨時会に提出した「議案第6号・令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて」を説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ927万3,000円を追加するものです。補正する歳出について、補正予算に関する説明書に沿って説明いたします。

本案は、本年1月に発生した能登半島地震をはじめ、近年、建物の倒壊を伴う地震が全国的に多発していること、また伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設が竣工から50年を超え老朽化している現状を踏まえ、安全・安心な作業環境と発災した際における施設の安定稼働の確保を早急に実現する必要があるため、耐震工事を見越した耐震診断の委託料として927万3,000円を追加するものです。

なお、この財源については、繰越金により収支の均衡を図りました。

これにより、令和6年度本組合会計の歳入歳出予算の総額は32億1,227万3,000円となります。

以上で、本臨時会に提出した案件の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○川口 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

今野康敏議員。

〔今野康敏議員登壇〕

○6番今野康敏議員 伊勢原市選出の今野康敏です。ただいま川口議長から発言の許可をいただきましたので、「議案第6号・令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて」質問させていただきます。

今回は、伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設において、安全・安心な作業環境と発災時の安定稼働を確保するため、耐震診断に係る委託料を追加で計上するとの御説明でございました。私は、本年3月の第1回定例会で都心南部直下地震など、関東圏で発生が予測されている大規模地震の存在を踏まえ、緊急事態における事業継続活動をテーマに一般質問いたしました。

また、直近の話になりますが、昨夕は宮崎県で最大震度6弱を観測する地震があり、気象庁は今後1週間以内に大規模地震が発生する可能性が平時より高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意を初めて発表いたしました。

このような状況下において、今回提案された耐震診断により、施設が抱える発災時の危険度を把握し、適切な対応策を講じることは、こうした緊急時の事業継続を盤石なものにするため重要な取組と考えます。

仮に十分な耐震性を保たないまま施設の稼働を続け、震災で建物倒壊を招いた場合、建屋や機器設備の損傷はもとより、人的被害も懸念されます。そのため、このたび早期に実施する判断をされたこ

とは、安全・安心な施設運営を続ける中で、非常に重要な意味を持つと感じております。

他方で耐震診断につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、一定の建築物で義務化されていると認識していますが、今日に至るまで粗大ごみ処理施設では実施されていなかったということになります。

そこで、この法令の存在を踏まえ、現在まで粗大ごみ処理施設の耐震診断を実施していない理由についてお伺いいたします。

また、補正予算の成立後、早急に耐震診断を行うことになると思いますが、具体的な業務内容とスケジュールについて併せてお伺いいたします。

[今野康敏議員降壇]

○川口 薫議長 工場長。

○小菅賢一工場長 それでは、今野議員の御質問にお答えします。

御質問は大きく2点ございます。まず、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設で耐震診断を実施していない理由について、耐震診断等の義務化に係る規定が定められた建築物の耐震改修の促進に関する法律などを踏まえ御説明いたします。

平成7年に施行された同法は、一定の建築物、具体的に申し上げますと、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、建築基準法に定められている旧耐震基準を適用した学校や病院、百貨店など不特定多数が利用する大規模な建築物等に耐震診断の義務づけをしたものです。補足しますと、昭和56年6月1日以降に建築確認済証が交付された建築物は、地震に対する安全性がより高い新耐震基準が適用されているため、耐震診断の義務づけ対象ではございません。

本組合が管理する粗大ごみ処理施設は、建築確認の時期で建屋を区分した場合、3区画に分類され、特に建築年数の経過している手選別施設、圧縮破碎処理の施設、この2区画は旧耐震基準で設計しています。しかしながら、ただいま申し上げた法令で耐震診断が義務づけられている建築物にこのごみ処理施設は含まれていないため、これまで実施を見送ってまいりました。

このような経過で今日に至りますが、組合長からの提案説明で申し上げたとおり、能登半島地震をはじめ、近年、建築物の倒壊を伴う地震が多発している状況を考慮し、施設損壊の抑制や安定稼働の確保、職員の安全確保の観点から、耐震診断の実施の必要性が高いと判断したものです。

また、議員御指摘のとおり、昨日発生した宮崎県の日向灘を震源とする地震に伴い、気象庁は秦野市及び伊勢原市を含む太平洋沿岸の地域707市町村に巨大地震注意の南海トラフ地震臨時情報を発表、耐震の対策が重要であることを再認識したところです。

次に、耐震診断の具体的な業務内容についてですが、専門の事業者が設計図書に基づき、建屋の概要を把握した上、柱や壁など劣化の状況の現地調査を行い、総合的な耐震性能をI s値に換算して評価します。このI s値とは、建物の地震に対する強度など耐震性を示す指標であり、0.6以上であれば大規模地震が発生しても損傷する危険が低いとされています。したがって、I s値が0.6未満の場合

には、その程度に応じて必要な耐震工事の内容を検討するものです。

最後に、スケジュールとなりますが、本日の臨時会で補正予算を議決いただけた場合、速やかに一般競争入札を実施し事業者を選定、9月下旬をめどに耐震診断に着手いたします。その結果は、来年1月頃を想定しておりますので、議員の皆様には改めて御報告します。

以上です。

○川口 薫議長 今野康敏議員。

○6番今野康敏議員 承知しました。ありがとうございます。

粗大ごみ処理施設は、法令で耐震診断が義務づけられていないものの、能登半島地震など建物の倒壊を伴う地震が多発している状況を考慮し、将来的な大規模地震の発生を見据え、実施する判断に至ったことは理解いたしました。

ただいまの御答弁によりますと、耐震性がI s 値換算で0.6未満と診断された場合、耐震工事を実施するとのことでした。そのため、現段階で工事の必要性や内容は判断しかねると思いますが、仮に耐震工事を実施する場合、どのような事業内容を想定しているのか。また、想定されるスケジュールを含めてお伺いいたします。

さらに、耐震工事は建屋を広範囲にわたり補強する大がかりな作業になると思います。耐震診断業務の予算額は約900万円となっておりますが、当然工事費はこれを上回る金額になると考えられます。議案に添付された補正予算に関する説明書によりますと、耐震診断業務の財源は全額を繰越金としたようですが、耐震工事はどのように財源を確保するのか、併せてお伺いいたします。

○川口 薫議長 工場長。

○小菅賢一工場長 再度の御質問2点についてお答えします。

初めに、耐震工事を実施する場合に見込まれる事業の内容と想定するスケジュールについてとなります。まず、事業の内容については、工事の実施設計として専門の事業者へ委託し、耐震診断の結果に基づき工事の内容を検討した上、設計図書の作成と経費の算出を行います。

次は、耐震工事です。現時点で具体的な内容が定まっていないため、一般的な例で申し上げますと、鉄骨ブレスと呼ばれる柱と壁に鉄骨を斜めに設置する工法などにより建屋を補強し、耐震性を向上させます。

次に、スケジュールになりますが、耐震診断の結果は来年1月頃を見込んでおりますので、3月の令和7年第1回定例会にて令和6年度補正予算を上程し、実施設計業務委託料について繰越明許費を設定したいと考えています。

議決いただいた後、直ちに事務手続を進め、令和7年4月中には委託契約を締結、秋頃までには設計業務全体の完了を見込んでおります。

この設計業務において耐震工事の内容や金額が明らかになった時点で、工事の契約手続を進め着手いたしますが、耐震診断結果によっては補強の規模等が変わるため、現状で明確な竣工時期は定まっ

ておりません。

最後に、耐震工事に係る財源につきましては、設計業務を含めて、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金の補助対象となるため、当該補助金の活用と一般財源、すなわち両市からの分担金等となります。

以上です。

○川口 薫議長 今野康敏議員。

○6番今野康敏議員 ありがとうございます。3点目の質問に移させていただきます。

耐震工事を実施することになった場合の事業内容とスケジュールについては理解いたしました。耐震診断結果を踏まえた工事の実施など、事業計画を早い段階から検討され、円滑に進めていただくようお願い申し上げます。

さて、耐震工事では建屋の改修を行うとのことですが、粗大ごみ処理施設は現在も稼働を続けております。破碎処理や選別等の作業エリアでも工事を行うことになるかと思いますので、不燃・粗大ごみの処理に支障が生じないのか懸念されます。そこで、耐震工事を実施することになった場合、不燃・粗大ごみの処理にどのような影響があるのかお伺いいたします。

最後になりますが、今回は粗大ごみ処理施設のみ耐震診断を行うとのことですが、現状で稼働しているほかの組合施設で実施する必要はないのでしょうか。粗大ごみ処理施設に比べますと、いずれも築年数が浅い施設となりますので、これらの施設については耐震診断の必要性は低いと推察されますが、念のため確認させていただきます。

私からの質問は以上となります。

○川口 薫議長 工場長。

○小菅賢一工場長 再度の御質問2点についてお答えします。

まず、耐震工事を実施した場合の不燃・粗大ごみの処理へ及ぼす影響についてとなります。耐震診断に基づく工事の内容にその影響が及ぶ範囲は変わってまいりますが、施工エリアでの不燃・粗大ごみの処理は困難となることが見込まれているため、一定期間、圏域外に所在する民間処理施設へ不燃・粗大ごみを搬出する必要が生じます。そのため、可燃物と不燃物の選別や有価物の回収など、工場内で可能な作業の選定、またごみの搬出先確保や経費の算定などについては、診断結果を待たずに検討を進めてまいります。

次に、他の組合施設における耐震診断の必要性についてとなります。現状稼働している組合施設は5か所、はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場の90 t/日焼却施設、事務所棟、栗原一般廃棄物最終処分場の水処理施設及び秦野斎場がございます。これらの施設は、新耐震基準に基づき設計しております。この新耐震基準では震度5強程度の中規模地震では軽微な損傷、震度6強から7に達する程度の大規模地震でも倒壊は免れる耐震性を確保しております。そのため、いずれの施設も大規模地震に対する相応の安全性を備えていることから、耐震診断を実施する必要がないものと考えております。

以上です。

○川口 薫議長 田中めぐみ議員。

〔田中めぐみ議員登壇〕

○2番田中めぐみ議員 こんにちは。秦野市選出の田中めぐみです。議長から発言の許可をいただきましたので発言いたします。

今回の補正予算により、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の耐震診断を実施されるとのことですが、今回なぜ臨時会を開いて早期に実施する運びになったのか、その経緯についてお伺いいたします。

二次質問以降は質問者席で行います。よろしくお願いいたします。

〔田中めぐみ議員降壇〕

○川口 薫議長 工場長。

○小菅賢一工場長 田中議員の御質問にお答えします。

御質問は、臨時会を開催して早期に粗大ごみ処理施設で耐震診断を実施することになった経緯についてでございます。組合長からの提案説明や今野議員に御答弁したとおり、本年1月に能登半島地震の発生、こちらを契機に本組合が管理運営する施設の耐震性を改めて整理し、震災対策の強化について検討しました。この検討で懸案となったのが、本組合の施設の中で特に稼働年数の長い粗大ごみ処理施設の耐震性となります。建屋の最も古い箇所は昭和47年3月に竣工しており、先ほど御答弁しましたとおり、3区画のうち2区画が旧耐震基準による設計となっております。

同施設では、大規模震災の発生時においても不燃・粗大ごみの処理を継続する必要がある、被害を受けて安定稼働を維持できない場合、市民生活へ大きな影響を及ぼします。そのため、法令による義務の対象ではございませんが、今回、粗大ごみ処理施設の耐震診断を行うべきと判断しました。

また、耐震診断の評価次第では相応の工事が必要となりますが、設計や積算、着手から工事の完了まで事業スケジュールを検討したところ、最短でも1年以上の期間を要する見込みとなりました。

したがって、直近の定例会である本組合第3回定例会以降の議会にて補正予算を議決いただいた場合、10月以降の耐震診断に着手することとなり、この事業スケジュールに遅れが生じます。こうした事情を総合的に判断した結果、可能な限り早期に耐震診断を実施し、施設の現状を把握するとともに、必要に応じた措置を講ずることとしました。

以上のことから、震災時における施設の安定稼働や職員の安全確保、この前提となる耐震診断の補正予算について、この臨時会にて議案を提出したものです。

以上です。

○川口 薫議長 田中めぐみ議員。

○2番田中めぐみ議員 大規模地震発生時における人命の安全確保、施設の安定稼働を図る観点から耐震診断を早期に実施するために、臨時議会での対応になったことを理解しました。その一方で、粗大ごみ処理施設は、現在、再整備計画の検討を進め、既に更新を予定されている状況です。令和4年

3月に改定されたごみ処理広域化実施計画の30ページに掲載されている施設整備スケジュールでは、令和13年度に新たな施設を稼働する予定となっています。そうすると耐震工事により大規模な補強を行ったとしても、数年のうちに施設が稼働停止を迎えることとなります。

以前、この整備スケジュールどおりに事業が進捗していないと伺っていますが、耐震工事後の稼働期間について、現在の見込みはどのようなかお伺いたします。

○川口 薫議長 工場長。

○小菅賢一工場長 再度の御質問にお答えします。

御質問は、耐震工事後における稼働期間の見込みについてでございます。御質問のとおり、粗大ごみ処理施設は老朽化が進んでいるため、両市とともに再整備計画の検討を進めています。この整備時期について、現行のごみ処理広域化実施計画では、想定する各事業のスケジュールに基づき、令和13年度の供用開始を目標とお示ししておりましたが、現時点では整備候補地が定まっていない状況です。そのため、耐震工事後の現行施設が稼働する期間について明確な回答は困難ではありますが、令和6年度中に整備候補地が定まった場合、環境アセスメントや実施設計、整備工事など新たに実施する事業の全体が完了するまで、最短でも10年間、令和16年度まで期間を要すると見込んでおります。

したがって、現行の施設は向こう10年以上稼働することとなりますので、大規模地震に備えた対策を講じる必要性は相応に高いものと認識しております。

以上となります。

○川口 薫議長 田中めぐみ議員。

○2番田中めぐみ議員 ごみ処理広域化実施計画の整備スケジュールが変わってくるのが分かりました。整備候補地が決定し、新たなスケジュールを設定する際には、二市組合議会の議員に必ず周知していただきたいと思っております。

粗大ごみ処理施設は市民生活にとって必要不可欠な施設であり、また作業に当たる方の安全は重要なことです。迅速な対応をお願いいたします。

以上で終わります。

○川口 薫議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○川口 薫議長 以上で、この臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和6年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

午後 2時05分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 川 口 薫

会議録署名議員 山 田 昌 紀

会議録署名議員 中 村 英 仁